大阪市港区役所広告付き番号案内表示機等設置事業者募集仕様書

１．運用期間

使用許可の期間は原則として１年間（ただし、初年度のみ令和９年２月１日から令和９年３月 31 日までの２ヶ月)、以降、更新により最長で令和 14 年１月 31 日までとします。

２．設置機器の仕様等

別紙１参照

３．設置のための協議・許可

事業者決定後、広告付き番号案内表示機等の納入日時、設置方法及び設置位置等の詳細について協議を行い、大阪市港区役所の許可を得て設置するものとします。

４．広告

①広告内容

- 広告に関しては、大阪市広告掲載要綱、大阪市行政財産広告取扱規則、大阪市港区役所における広告掲載要領その他の関係法規を遵守する必要があります。
- 大阪市港区役所広告掲載審査委員会の事前承認を得た広告以外は放映できません。広告内容を変更する場合も同様です。
- 広告の放映枠数・回転数・管理等については、事業者決定後、協議の上決定することとします。
- 広告表示は、広告であることが明確にわかるようにし、不快感を与えないようなデザインにしてください。
- 広告の内容に関する問い合わせ、苦情及びその他に係る責任は、事業者が負うものとし、速やかに問題を解決してください。
- スピーカー等音声による広告ついては、窓口業務、検診・予防接種、イベントその他の催事等に支障のないよう、音量を調節すること。また施設管理者が施設内の状況に応じ協議の上、調節・消音できるようにすること。
- 動画広告モニター下部に「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また大阪市が推奨するものではありません。」との表示をし、来庁者の方に見えるようにしてください。

②留意事項

- 事業者は広告の審査・掲出が簡便になるように留意してください。

・広告掲出のためには、事業者決定後、細部について協議を行った上で、年度ごとに行政財産目的外使用許可申請及び新規の広告を掲載しようとする場合に広告掲出許可申請が必要となります。
・広告の募集は事業者において行ってください。事業者が広告主を募集する場合は、大阪市港区役所が協賛・後援等の支援をしているかのような誤解を招く行為をしてはいけません。

③広告の紙媒体の掲出

・放映されている広告に限り、紙媒体の掲出を可能とします。ただし、掲出する紙媒体についても事前に承認を得たものに限ります。
・掲出する紙媒体の大きさはＡ４サイズ程度のものとします。
・掲出場所は本市が指定した場所に限ります。

５．広告付き番号案内表示機等の設置及び撤去工事

①工事主体

設置及び撤去工事は設置事業者が行います。

②事前協議及び許可

ａ．設置工事

事業者決定後、速やかに設置機器、納入日時、設置方法及び設置位置等詳細について、協議を行い、大阪市港区役所の許可を得て設置工事を行うものとします。
なお、令和９年１月 31 日までに必ず設置が完了している必要がありますので、工事日程には十分に留意してください。

ｂ．撤去工事

事業期間満了後又は契約解除後、速やかに撤去日時及び撤去方法等詳細について、協議を行い、大阪市港区役所の許可を得て撤去工事を行うものとします。撤去後は原状回復を行ってください。

③費用負担

設置及び撤去工事に要する費用については事業者が全額負担してください。ただし、事前に協議の上、既存の資源等を利用することもかまいません。
また、電気配線その他付属設備等は、事業者の負担で用意してください。
ただし、工事に伴って生じた区役所庁舎の光熱水費（電気料金・ガス料金・水道料金）については、この限りではありません。
なお、設置及び撤去工事に伴って生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、大阪市港区役所の責めに帰すべき場合を除き、事業者が全額負担します。

６．広告付き番号案内表示機等の保守・運用

①行政財産目的外使用

申請に基づく行政財産目的外使用許可後、納入通知書にて年間の行政財産目的外使用料を支払っていただきます。

②設置機器に係る電気料金の費用負担

運用期間中は、大阪市港区役所庁舎における各年度の直近１年平均の電気使用料単価に「広告付き番号案内表示機等の装置の規格上の年間消費量」を乗じて得た額（但し、10 円未満の端数は切り捨てる。）を支払っていただきます。

③保守・運用

・機器設置後は、試用期間及び運用期間の全般にわたって、機器の運用に支障が生じないように事業者が保守を行ってください。

・設置した機器が転倒や落下しないように対策を講じてください。

・機器設置後は、試用期間及び運用期間の全般にわたって、故障が発生した場合又は機器の運用に支障が生じるおそれがある場合には、事業者が速やかに代替機を用意するなど継続運用に責任を負うとともに、迅速に問題の解決を図ってください。

・機器の保守・運用に伴って生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、大阪市港区役所の責めに帰すべき場合を除き、事業者が全額負担します。

・機器の保守・運用に要する経費については、事業者が全額負担します。

・番号案内表示機材一式は、メーカー保守のある製品とします。

７．その他

・本仕様書に定めることのもののほか、別途協議が必要な事項が生じた場合は、都度本市と協議すること。

・本仕様書に疑義があるときは、事前に遺漏なく確認し、内容や注意事項を知悉しておくこと。なお、広告契約及び行政財産目的外使用許可後の疑義については本市の解釈とする。

別紙１

広告付き番号案内表示機等仕様書

１．設置場所

大阪市港区役所　１階（大阪市港区市岡１丁目 15 番 25 号）

※既に設置している機器を撤去後、撤去した場所に新たに設置する予定ですが、設置場所の詳細は事業者決定後、来庁者の利便や業務執行を考慮して協議を行った上で、本市が指定します。

３．運用時間

月曜日から木曜日及び第４日曜日　午前９時から午後５時 30 分まで

金曜日　午前９時から午後７時まで

※ただし、祝日及び年末年始（12 月 29 日～１月３日）は除く。

※繁忙期は臨時に開庁する場合あり。

４．機器の基本構成

（１）機器の構成

・モニターディスプレイ４台

・番号発券機１台

・番号呼び出し表示機３台

・番号呼び出し操作機３台

・交付番号呼び出し操作機１台

その他バーコードリーダー等必要な装置一式

（２）モニターディスプレイ

サイズ	42 インチ以上で本体は横 113cm×縦 67cm 以内のもの
解像度	1920×1080　以上
台数	・天井吊り２台（1 台は行政情報及び広告を掲載、もう 1 台は番号案内を表示） ・据え置き２台（1 台は行政情報及び広告を掲載、もう 1 台は番号案内を表示）

型式	液晶式薄型
その他	・省電力 ・プログラムによる自動電源 ON/OFF 機能 ・赤外線式リモコン付属 ・区役所職員が USB メモリー等により行政情報を入力できる機材を含む。 ・番号表示画面、行政情報画面、広告掲載画面の他、テロップが表示できること。 ・天井吊りモニターディスプレイは落下しないように設置すること。 ・据え置きモニターディスプレイは転倒しないように設置すること。

（3）番号発券機

・タッチパネル式とし、複数の項目から選択できること。

・表示内容は随時変更できるものとし、待ち人数や予想待ち時間を表示できる機能を有すること。

（4）番号呼び出し表示機

・番号呼び出し操作機と連動したものであること。

（5）番号呼び出し操作機

・窓口カウンター上に配置できる大きさで、操作性に優れたものであること。

・任意番号の呼出や、保留番号の再呼出等の機能を備えていること。

・有線機器であること。

（6）交付番号呼び出し操作機

・番号発券機で発行した番号を呼び出し及び表示ができるものとする。また、バーコード入力で対応可能なものとし、クリアファイルに貼り付けられたバーコードをハンドスキャナで読み込むことで、指定の番号が呼び出し及び表示されること。

・同一のバーコードを再度読み込むことで、表示中の番号が消去されること。

・番号は鮮明に表示されるものとし、音声案内ができること。

・後方の座席においても番号等が確認できること。

・繰り返し呼び出しが可能とし、待ち人数や待ち時間等表示されること。

（7）その他

・バーコードを貼り付けたクリアファイルは本市の求めに対して増量が可能であること。